

青森県報

第三千三百三十三号

平成二十二年
十月十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(下北地域) ……二
- 公 告……………(県民生活) ……二
- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地) ……三
- 右 同……………(同) ……三

告 示

青森県告示第六百八十七号

平成二十二年四月一日青森県告示第二百八十五号(青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表青い森鉄道株式会社の中「八戸市大字長苗代字上亀子谷地九」を「青森市篠田一丁目六の二」に改める。

青森県告示第六百八十八号

平成二十二年七月一日青森県告示第四百七十六号(青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表青い森鉄道株式会社の中「八戸市大字長苗代字上亀子谷地九」を「青森市篠田一丁目六の二」に改める。

青森県告示第六百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
西村整形外科医院	八戸市根城三丁目三三の一九	平成三〇・四

青森県告示第六百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	廣 島 一 栄	施 術 所 の 名 称	廣 島 整 骨 院	指 定 年 月 日	平 成 三 〇 九 五
住 所	南 津 軽 郡 大 鰐 町 大 字 大 鰐 字 大 鰐 一 三 の 一	施 術 所 の 所 在 地	南 津 軽 郡 大 鰐 町 大 字 大 鰐 字 大 鰐 一 三 の 一		

青森県告示第六百九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人千年会	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	施設入所支援	障害者支援施設千年園	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	平成三〇・一
社会福祉法人千年会	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	生活介護	障害者支援施設千年園	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	"
社会福祉法人千年会	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	短期入所	障害者支援施設千年園	弘前市大字原ケ一平字山中三九の	"

青森県告示第六百九十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区 の名称	岩 屋
発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	下 北 郡 東 通 村 大 字 岩 屋 字 往 来 一 四 六 番 地 一 相 馬 藤 次 郎 下 北 郡 東 通 村 大 字 岩 屋 字 往 来 四 九 番 地 四 三 國 直 人 下 北 郡 東 通 村 大 字 岩 屋 字 往 来 八 九 番 地 三 相 馬 真 哉
期 間	平 成 二 十 二 年 十 月 十 八 日 从 事 日 起 同 年 十 一 月 一 日 以 降 未 定
場 所	岩 屋 漁 業 協 同 組 合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県住宅リフォーム相談支援協会
- 三 代表者の氏名
田中 泰彦

- 四 主たる事務所の所在地
八戸市吹上三丁目六の一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の市民に対し、住宅等のリフォーム時や新築時に、施工金額や施工方法に不安を感じる場合の相談、または施工後に問題があった場合の相談等を受け付け、これに対する施工確認、強度、安全性審査等を含む第三者監理支援、また事後の場合は改善に向けた支援を行うことで、建築施工における価格及び技術の適正化及び地域社会の住環境の向上を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 奥谷興業
- 二 氏名 奥谷 勝春
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字奥内字宮田一二六の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一五〇四五号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年八月二十六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成田塗装店
- 二 氏名 成田 隆治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字女鹿沢字西増田三四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六七八〇号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年八月二十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭